

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---|
| ○愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 | 第4号 | (公園緑地課) | 1 |
|---------------------------|-----|---------|---|

告示

| | | | |
|--|------|-----------|---|
| ○総合特別区域法第26条第1項の規定に基づき指定した指定法人の変更 | 第77号 | (企画課) | 4 |
| ○土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除 | 第78号 | (水地盤環境課) | 4 |
| ○指定希少野生動植物種の指定の一部改正 | 第79号 | (自然環境課) | 5 |
| ○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第2条第1項の規定に基づく区域及び事業の指定 | 第80号 | (産業立地通商課) | 5 |
| ○指定施業要件変更予定保安林 | 第81号 | (森林保全課) | 5 |
| ○都市計画公園事業の認可 (名古屋都市計画公園事業8・5・8号久屋大通公園) | 第82号 | (公園緑地課) | 6 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(西部処理区)) | 第83号 | (下水道課) | 6 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道(東部処理区)) | 第84号 | (同) | 6 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業大口公共下水道(五条川左岸処理区)) | 第85号 | (同) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | 第86号 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | 第87号 | (同) | 7 |

公告

| | | |
|-------------------|---------|---|
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (商業流通課) | 7 |
| ○森林法第189条の規定による掲示 | (森林保全課) | 8 |
| ○公共測量の実施の変更の通知 | (用地課) | 8 |
| ○公共測量の終了 | (同) | 8 |
| ○都市計画下水道の関係図書の縦覧 | (下水道課) | 9 |

規則

愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四号

愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年愛知県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「屋外広告物自己点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に、「」を「三」に、「」を「三」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号の点検を条例第十三条の二第二項の規定により同項に規定する者に行われた場合にあつては、当該点検を行つた者が同項に規定する者であることを証する書面

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(点検)

第十一条の二 条例第十三条の二第二項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第三に掲げるとおりとする。

2 条例第十三条の二第二項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるとおりとする。

一 はり紙、はり札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）及び広告旗（広告の用に供する旗をいう。以下同じ。）

二 条例第六条第二項各号、第二項第四号から第七号まで及び第三項第二号から第四号までに掲げる広告物又は掲出物件

三 条例第六条第四項、第七項又は第八項の規定に該当する広告物又は掲出物件

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さ四メートルを超えるものとする。

一 広告板、広告塔及びアーチ

二 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

三 建築物又は工作物の壁面広告（映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。）

四 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

五 アーケード広告

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士の資格を有する者

二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第二項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

三 前二号に掲げる者のほか、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第三項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として知事が定める者

第二十七条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削る。

別表第一一三中「はく離した」を「剝離した」に改め、同表一七中「破損、落下」を「破損し、落下し」に改め、同表一八中「表示」を「表示し」に改め、同表二一イ中「ふさがない」を「塞がない」に改め、同表二三中「（これに類する広告物を含む。以下同じ。）」を削り、同表二三s中「除却できる」を「除却することができる」に、「はらない」を「貼らない」に改め、同表二四中「（広告の用に供する旗をいう。）」を削り、同表二六一中「ふさがない」を「塞がない」に改める。

別表に次の一表を加える。

別表第三（第十一条の二関係）

| 点検の箇所 | 点検の項目 |
|-----------|--------------------------------------|
| 基礎部及び上部構造 | 一 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 |
| | 二 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 |
| | 三 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無 |
| 支持部 | 一 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 |
| | 二 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無 |
| 取付部 | 一 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 |
| | 二 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 |
| | 三 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無 |
| 字 | 一 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 |
| | 二 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 |
| | 三 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無 |
| 照明装置 | 一 照明装置の不点灯及び不発光の有無 |
| | 二 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 |
| | 三 周辺機器の劣化及び破損の有無 |
| その他 | 一 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無 |
| | 二 避雷針の腐食及び損傷の有無 |

様式第二の一を次のように改める。

様式第2の2（第3条関係）

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

市 町 村 長 殿

報告者 住 所 〒

氏 名

印

〔名称及び
代表者氏名〕

電 話 ()

愛知県屋外広告物条例第13条の2第1項の規定による点検の結果を次のとおり報告します。

| | | | |
|--------------------|---------|-------|-------|
| 広告物等の種別 | | | |
| 表示又は設置の場所 | | | |
| 更新前の許可の 年月日及び番号 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 設置年月日※1 | 年 月 日 | 点検年月日 | 年 月 日 |
| 点 検 者 | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 電 話 番 号 | | |

| 点検箇所 | 点 検 項 目 | 異常の有・無 | | 改 善 の 概 要 |
|----------------------------|-----------------------------------|--------|---|-----------|
| 上 基 礎 構 造 | 1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき | 有 | 無 | |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき | 有 | 無 | |
| | 3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化 | 有 | 無 | |
| 支 持 部 | 1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間 | 有 | 無 | |
| | 2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落 | 有 | 無 | |
| 取 付 部 | 1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形 | 有 | 無 | |
| | 2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等 | 有 | 無 | |
| | 3 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常 | 有 | 無 | |
| 広 告 板 ・ 文 字 | 1 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落 | 有 | 無 | |
| | 2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損 | 有 | 無 | |
| | 3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり | 有 | 無 | |
| 照 明 装 置 | 1 照明装置の不点灯及び不発光 | 有 | 無 | |
| | 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水 | 有 | 無 | |
| | 3 周辺機器の劣化及び破損 | 有 | 無 | |
| そ の 他 | 1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損 | 有 | 無 | |
| | 2 避雷針の腐食及び損傷 | 有 | 無 | |
| | 3 その他点検した事項（ ） | 有 | 無 | |

- 注意
- 1 当初の設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入すること。
 - 2 広告物等の種別により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、異常の有・無欄に斜線を引くこと。
 - 3 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第十一条の次に一条を加える改正規定（第十一条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二十七条第二項第一号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十三年七月一日から施行する。
- 2 許可期間の満了の日が平成三十年七月三十一日以前である場合におけるこの規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第一項の申請書に添付すべき図書については、同条第二項及び同規則様式第二の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項第一号の点検が同年六月三十日以前に実施されたものであるときに限り、なお従前の例によることができる。
- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、許可期間の満了の日が平成三十三年九月三十日以前である場合であつて、愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項第一号の点検が同年六月三十日以前に実施されたものであるときに限り、適用しない。

告 示

愛知県告示第77号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき指定した次の指定法人について、次のように変更があった。

平成30年3月6日

愛知県知事 大村 秀 章

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 指 定 有 効 期 限 | |
|-----------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | 変更前 | 変更後 |
| 輸送機工業株式会社 | 半田市上浜町102番地 | 平成 28.12.16 | 平成 30. 3.31 | 平成 31. 3.31 |
| | | | | |

愛知県告示第78号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

平成30年3月6日

愛知県知事 大村 秀 章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
知多郡武豊町字南中根40番1及び42番1並びに字楠一丁目32番の各一部（平成27年愛知県告示第345号により指定した区域（平成28年愛知県告示第131号により指定を解除した区域を除く。））
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 1の区域の一部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）
- 5 解除する区域
1の区域の一部
- 6 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 7 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 8 形質変更時要届出区域として継続する区域
知多郡武豊町字南中根40番1及び42番1並びに字楠一丁目32番の各一部で次の図に示す区域（面積757.0㎡）
（「次の図」は省略し、その図面を愛知県環境部水地盤環境課及び尾張県民事務所知多県民センター環境保全課において閲覧に供する。）